

令和7年10月10日
国土交通省関東地方整備局
東京国道事務所

国道1号 歩行者デッキにおける「ほこみち」の指定について ～関東地方整備局管内の直轄国道として初めて指定をしました～

賑わいのある道路空間創出のため、国道1号歩行者デッキ（TORANOMON HILLS 横断歩道橋と広場）を関東地方整備局管内の直轄国道で初めて歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）に指定しました。今後も地域の活性化に向けた取組をすすめてまいります。

○国土交通省では、令和2年5月27日に公布、同年11月25日に施行された道路法の一部改正により、賑わいのある道路空間の創出を目的とした新たな道路指定制度として、「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」制度を創設いたしました。

○このたび、民間事業者と道路管理者が連携し、国道1号の横断歩道橋機能および周辺のデッキ・広場と一体となった「歩行者ネットワークの形成」ならびに「新駅を中心とした地域の賑わい創出」を目的として、広場機能を備えた歩行者デッキにおいて、「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」の指定を行いました。指定された道路空間においては、地域の賑わい創出および活性化に資する魅力的な利活用を推進してまいります。

<ほこみち指定箇所>

路線名：一般国道1号

場 所：東京都港区虎ノ門2丁目108番1地内

（歩行者デッキ（TORANOMON HILLS 横断歩道橋と広場））

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 東京都庁記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 東京国道事務所

電話：03-3512-9090（代表） メールアドレス：ktr-toukoku-press@mlit.go.jp

副所長 山下（やました）（内線205）

計画課 課長 遠藤（えんどう）（内線261）

歩行者利便増進道路(ほこみち)制度

ほこみち(歩行者利便増進道路)

【道路法等の一部を改正する法律案(R2.5.20成立、5.27公布) 11.25施行】

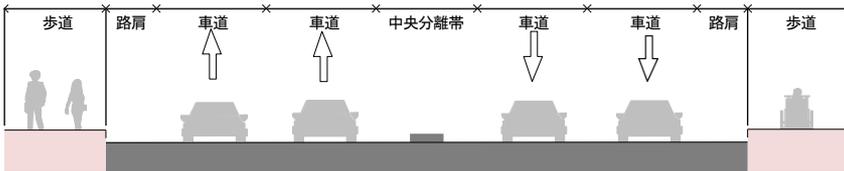
○ 賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設

歩行者の利便増進のための構造基準の策定

- 歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能となります

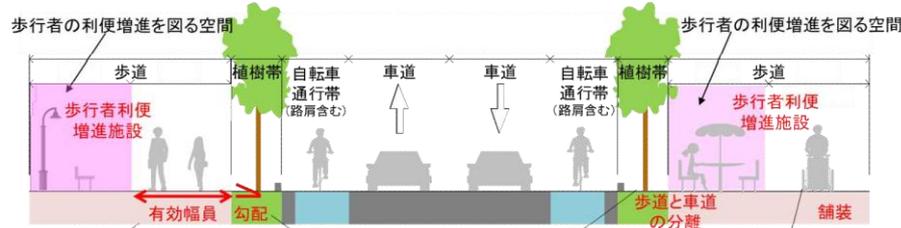
〔新たな構造基準のイメージ〕

【現行】



車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡幅

【改築後】



バリアフリー基準 ・車いす同士がすれ違える歩道の有効幅員 (2.0m以上)を確保	バリアフリー基準 ・歩道の縦断勾配 5%以下(特例値8%) ・歩道の横断勾配 1%以下(特例値2%)	バリアフリー基準 ・植樹帯や並木や柵の設置 ・縁石の設置 高さ15cm以上	バリアフリー基準 ・透水性舗装を活用し、平坦で滑りにくく水はけが良い仕上げとする
--	---	--	--

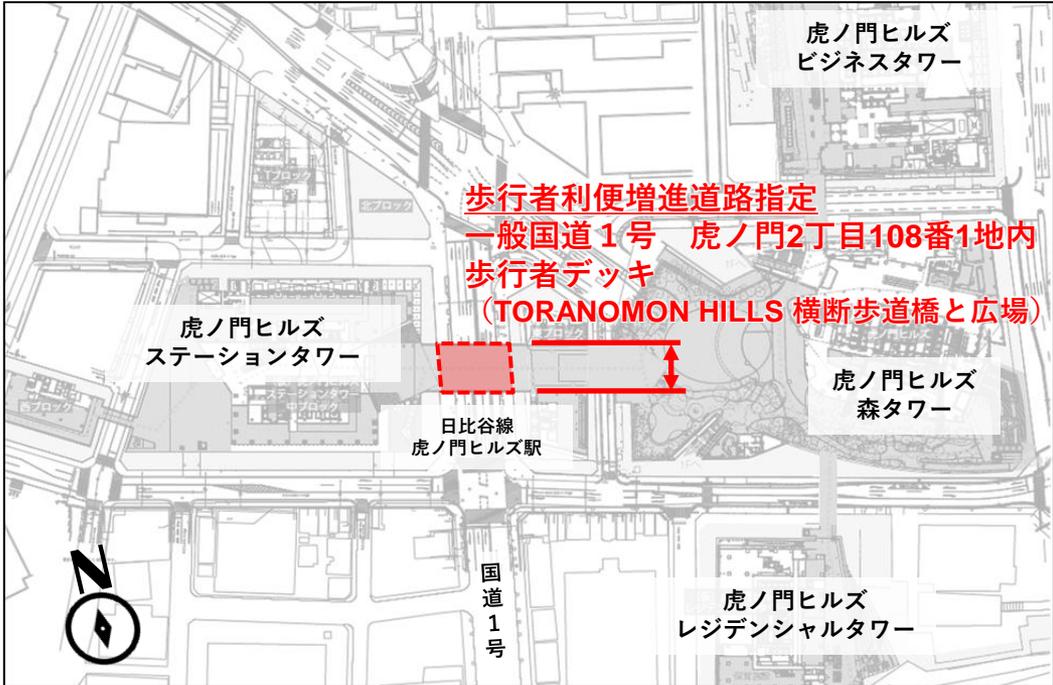
利便増進のための占用を誘導する仕組みを導入

- 特別区間では、**占用がより柔軟に認められます**
- 占用者を幅広く公募**することで、民間の創意工夫を活かした空間づくりが可能となります
- 公募により選定された場合、**最長20年の占用**が可能となります(テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく)

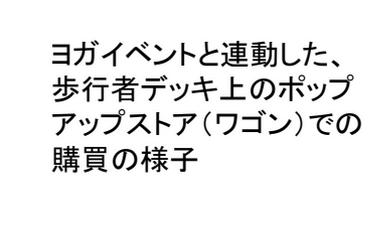


歩行者利便増進道路(ほこみち)制度

ほこみち指定箇所 一般国道1号 東京都港区虎ノ門2丁目108番1地内
 (歩行者デッキ (TORANOMON HILLS 横断歩道橋と広場))



歩行者デッキ上のキッチンカーでの購買の様子



ヨガイベントと連動した、歩行者デッキ上のポップアップストア(ワゴン)での購買の様子



歩行者デッキ上に設置されたイルミネーションアートの前で記念撮影をする一般客の様子



活用イメージ (写真提供: 森ビル(株))

※現在の歩行者デッキの歩行空間を活用して、地域の賑わい創出及び活性化に資する利活用を推進するものです。

- ・ 道路管理者：関東地方整備局
- ・ 路線名：一般国道1号
- ・ 場所：東京都港区虎ノ門2丁目108番1地内
 (歩行者デッキ (TORANOMON HILLS 横断歩道橋と広場))
- ・ 指定日：令和7年10月10日